

情報バリアフリー 役務提供事業推進助成金



国立研究開発法人

情報通信研究機構

National Institute of Information and
Communications Technology

概要

エヌアイシーティー

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)は、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)」第四条に基づいて、総務省から補助金の交付を受け、身体障害者の利便増進に著しく寄与する情報通信技術(ICT)を利活用した通信・放送役務(以下「役務」という。)の提供又はこれまで実施されていない役務の開発を行う事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付いたします。

- 身体障害者：視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由及び内部障害のある者をいう。
- 役務：通信・放送を利用して身体障害者の利便の増進に資するものも含む。
- 開発：役務を提供するための実証等をいう。開発後に当該役務の提供を行うことが条件。

| 助成対象事業の例

身体障害者のコミュニケーションや情報アクセス、映像視聴や芸術鑑賞、行動等を支援するもの

交付する助成金の額は、助成対象事業の実施に必要な経費のうち、NICTが助成することを認めるもので、

新規事業の場合

助成対象経費の2/3に相当する額又は2,000万円のいずれか低い額

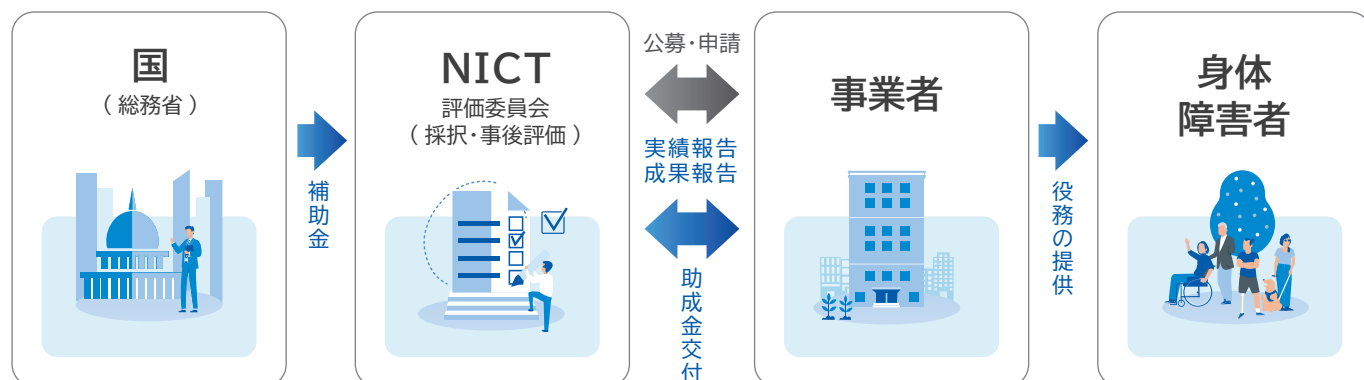
継続事業の場合

助成対象経費の1/2に相当する額又は1,500万円のいずれか低い額

を限度とします。(予算額及び助成対象事業の数によって更に低減することがあります。)

なお、一の事業者が行う同一の事業に対して助成金を交付できる回数は3回までです。

スキーム



参考情報

総務省「デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業」

<https://www.soumu.go.jp/info-accessibility-portal/b-free/d-divide/>

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの研究開発を行う民間企業等に対し、その研究開発資金の一部を補助する事業です。



「情報アクセシビリティ支援ナビ」

<https://www.actnavi.jp/>

情報アクセシビリティに配慮したICT機器(製品)・サービス等の情報等を提供しています。

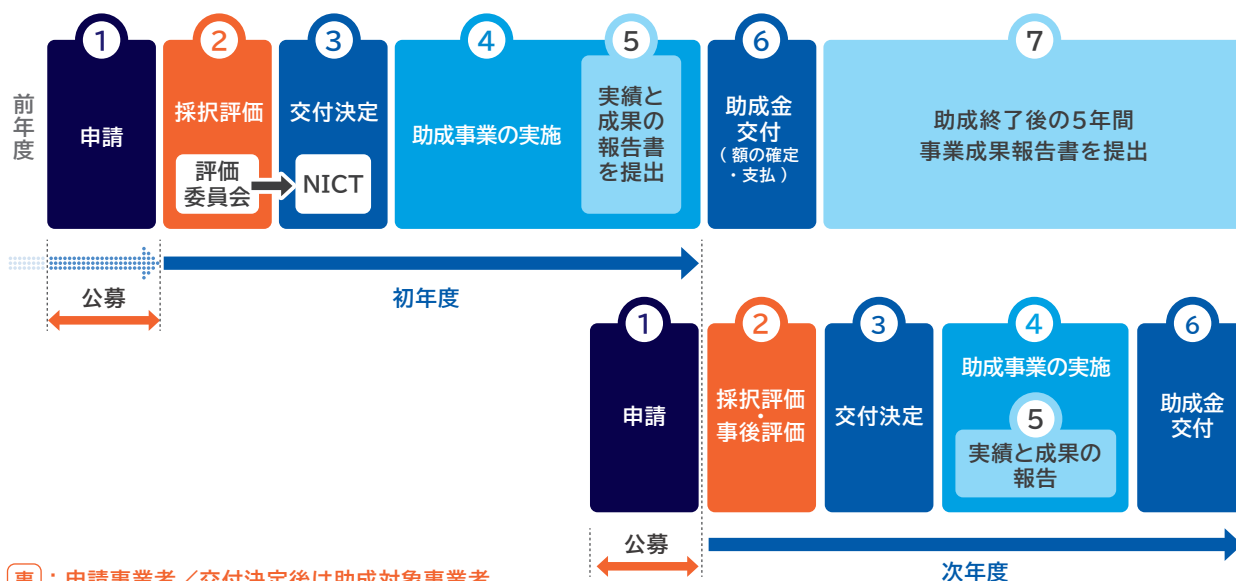


採択評価の基準

NICTが設置する評価委員会(外部有識者等で組織)が、次の基準で採択評価を行います。

- ① 助成対象事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- ② 助成対象事業の内容が次の各要件に合致すること。
 - イ 有益性 提供又は開発される通信・放送役務が、身体障害者の利便の増進に著しく寄与するものであること。
 - ロ 波及性 提供又は開発される通信・放送役務に関する身体障害者のニーズが高く、事業実施の効果が全国的に広く及ぶものであること。
 - ハ 技術の適格性 提供される通信・放送役務の内容に照らし、また技術の進展状況・普及状況から、事業の実施に最適な技術が使用されていること。
- ③ 助成対象事業に係る資金調達に自己のみによっては困難であること。
- ④ 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- ⑤ 助成対象事業に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有すること。

申請から助成金交付までの流れ(継続する場合、次年度に続く)



事 : 申請事業者／交付決定後は助成対象事業者

N : NICT

- | | |
|---|---|
| 1 | 事 公募期間(毎年1月中頃から2ヵ月間)に申請書類を提出(事前相談可) |
| 2 | N 評価委員会(外部有識者)が採択評価を行ってNICTへ報告 |
| 3 | N 評価委員会の報告をもとに助成事業を決定 |
| 4 | 事 助成金交付決定通知日から助成事業として実施 |
| 5 | 事 事業の実績(経費)と成果について報告 |
| 6 | N 実績報告をもとに助成金の額を確定(総務省承認後、助成金交付(支払完了)) |
| 7 | 事 助成終了後の5年間、助成事業の成果について報告 |

※ 継続して申請する場合: 上記と同じ手続き(②で前年度成果に関する事後評価を実施)

助成対象経費の費目と範囲

助成対象経費は、助成期間（助成金交付決定日からその年度末日まで）において発生・支出された経費であって、助成対象事業の実施に必要な経費のうち、外注費・委託費、労務費、消耗品費、諸経費、旅費・交通費が対象となる経費です。

費目		助成対象経費の範囲
I 外注費・委託費		助成対象事業に必要な機械装置の設計、試作品の試験若しくは評価又はソフトウェアの制作等の外注又は委託に必要な経費。
II 労務費		助成対象事業に直接従事する職員等に対する人件費。各々の人件費は基本給のほか、賞与、家族手当、住宅手当及び法定福利費を含む。（退職金除く。）
III その他 経費	i 消耗品費	助成対象事業を行うために直接必要な材料及び消耗品費。試作品の製造に必要な経費を含む。
	ii 諸経費	助成対象事業を行うために直接必要な文献購入費、コンピュータ・サーバー・クラウド等の賃借料・使用料、運送費その他事業に必要な経費として機構が認めた経費。
	iii 旅費・交通費	助成対象事業を行うために直接必要な旅費や交通費。

その他

| 義務と不正等に対する措置

助成対象事業者は、助成事業の経費や成果について報告する義務があります。

また、以下のいずれかに該当することをした場合、助成の取消や助成金の返還請求、不正事案として公表することがあります。

- 助成金や助成事業で得た財産等を他の用途に無許可で使用する
- 交付決定の内容や交付条件に反すること
- 法令や国の処分に反すること
- 助成事業等に関する不正、怠慢その他不適当な行為をすること
- 報告義務を怠ったり、虚偽の報告をすること

担当者・連絡先

エヌアイシーティー
国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT)
デプロイメント推進部門 情報バリアフリー推進室

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1 電話 042-327-6022

次のサイトにある「お問い合わせ」から、本助成金に関する相談等を送信してください。
「情報バリアフリーのための情報提供サイト」 <https://www.nict.go.jp/info-barrierfree/>

